

入会のしおり



千葉県社会保険労務士会

〒260-0015 千葉市中央区富士見 2-7-5 富士見ハynesビル7階

TEL 043-223-6002 FAX 043-223-6005

Web <https://www.sr-chiba.org/>

E-mail (登録専用) touroku@sr-chiba.org

目次

社会保険労務士の登録について.....	2
社会保険労務士の種別	2
登録と入会に必要な費用	3
登録・入会の手続きについて	4
支部への所属について	4
入会者を対象とした「入会式」および「入会オリエンテーション」の実施について.....	5
その他.....	5
1. 登録・入会後の各種変更に関する届出について	5
2. 連合会の有償頒布物について	5
3. 研修会等について	5
4. 個人会員の福利厚生について	5
5. 連合会関係機関について.....	5
6. 千葉 SR 経営労務センターについて	5
7. 社労士会労働紛争解決センター千葉について	6
8. 成年後見センター千葉について	6
9. 社会保険労務士法人会員について	6
10. 特定社会保険労務士（紛争解決手続代理業務の付記）について.....	6
千葉県社会保険労務士政治連盟加入について.....	7
新規登録・入会手続きのQ & A	8

社会保険労務士の登録について

社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、社会保険労務士名簿に、氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければなりません（社会保険労務士法（以下「法」という。）第 14 条の 2（登録））。

また、法第 25 条の 29（入会および退会）により登録と同時に社会保険労務士会（都道府県単位に 1 つ）に入会しなければなりません。

社会保険労務士名簿は、全国社会保険労務士会連合会（法上の社会保険労務士会の全国唯一の組織、以下「連合会」という。）に備えられており、登録を受けようとする者は、所属（入会）する社会保険労務士会を経由して手続を行う必要があります。

千葉県社会保険労務士会（以下「本会」という。）に登録入会手続をすると、本会会員となると同時に、県下 5 つの地域に区分された支部に所属することになります。法人会員を除く、個人会員全員に例外なく共通することです。

社会保険労務士は、たとえ有資格者であっても、登録をしなければ社会保険労務士を名乗ることもできません。

社会保険労務士の種別

1. 開業社会保険労務士（開業）

- ・ 他人の求めに応じ報酬を得て、社会保険労務士事務を業として行う社会保険労務士（法 18 条）
- ・ 個人で事務所を設置（事務所一箇所の原則）（法 18 条）事務所の所在地が千葉県内にあること
- ・ 事務所所在地の都道府県社会保険労務士会へ入会（社会保険労務士法施行規則 12 条 5 項 1 号）

2. 社会保険労務士法人の社員（社員）

- ・ 他人の求めに応じ報酬を得て、社会保険労務士事務を業として行う社会保険労務士（法 14 条の 2 第 2 項）
- ・ 社会保険労務士法人を設立（個人事務所を設けてはならない）（法 25 条の 6、18 条）
- ・ 事務所所在地の都道府県社会保険労務士会へ入会（法規則 12 条 5 項 1 号）

3. 勤務社会保険労務士（勤務）

- ・ 事業所に勤務し、社会保険労務士事務に従事する社会保険労務士（法 14 条の 2 第 3 項）
- ・ 事業所には、社会保険労務士または社会保険労務士法人の事務所を含む（法 14 条の 2 第 3 項）
- ・ 勤務する事業所（社会保険労務士または社会保険労務士法人の事務所を含む）が千葉県内にあること

4. その他の社会保険労務士（その他）

- ・ 上記のいずれにも該当しない社会保険労務士（社会保険労務士事務に従事していない社会保険労務士）で、住所が千葉県内にあること

※1 と 2 をあわせて開業、3 と 4 をあわせて勤務等（いわゆる非開業）と言います。

登録と入会に必要な費用

登録費用（単位：円）

登録免許税	開業・社員※ 勤務等	30,000	収入印紙を登録申請書の指定箇所に貼付する。 印紙は本会事務局では販売しておりません。
手数料	開業・社員※ 勤務等	30,000	特例 H9.4.1 に法改正により強制的に登録抹消された平成 5 年度以前の社会保険労務士登録者は 5,000 円 （適用は 1 人 1 回限り）
登載手数料	社会保険労務士法人	20,000	1 法人当たり

※「社員」とは、社会保険労務士法人の社員のことです。

入会金および会費（単位：円）

入会金	開業・社員※	80,000	
	勤務等	80,000	
	社会保険労務士法人	80,000	個人会員分のほかに別途必要（会費も同様）
会 費	開業・社員※	84,000／年 (月額 7,000)	年度途中で入会の場合 月額会費×年度末月分を一括納入
	勤務等	60,000／年 (月額 5,000)	
	社会保険労務士法人	84,000／年	社員数 1～5 人
		168,000／年	社員数 6～10 人
		本会へお問合せ ください	社員数 11 人以上
政治連盟 会 費 *任意加入	開業・社員※	9,600／年 (月額 800)	年度途中で入会の場合 月額会費×年度末月分を一括納入
	勤務等	6,000／年 (月額 500)	

※「社員」とは、社会保険労務士法人の社員のことです

- 一旦納入された入会金は返却いたしません。
- 登録手続きの際に納めていただく初回の会費は、例えば、6 月 1 日付で登録の場合、6 月から 3 月までの 10 か月分となります。（政治連盟会費も同様）以後の会費納入につきましては口座振替を案内させていただきます。

登録・入会の手続きについて

1. **登録希望日（毎月 1 日）の前月 20 日（土日の場合は前日の平日）まで（必着）**に申請書類を本会へ郵送してください（**令和 7 年 8 月 1 日登録より、前月 5 日（土日の場合は前日の平日）必着の締切りに変更となりますのでご注意ください**）。申請書類は本会よりお取り寄せください。
* 郵便の到着が遅くなっているため、書類は日にちに余裕をもってお取り寄せ、ご提出いただき、申請期限は必ずお守りください。
2. 登録費用は指定口座へ事前にお振込みのうえ、払込受領書のコピーまたはネットバンキング振込画面の印刷を提出書類に添付してください。

3. 登録・入会に必要な書類

1	社会保険労務士登録申請書 * 裏面（複写 1 枚目）に個人番号（マイナンバー）を記入してください * 指定個所に収入印紙 3 万円分を貼付してください。
2	個人番号（マイナンバー）の確認書類 * 個人番号カード両面の写し等
3	社会保険労務士資格証明書 * 社会保険労務士試験合格証書の写し
4	従事期間証明書（様式第 8 号）（※1） または事務指定講習修了証の写し
5	顔写真 2 枚 * 縦 3cm×横 2.4cm、撮影後 6 ヶ月以内、背景無地、無帽、正面向の鮮明な写真（白黒可）、裏に氏名記入し写真票に貼付する
6	入会届
7	政治連盟入会申込書 * 任意加入
8	預金口座振替依頼書

※1 従事期間証明書は、社会保険労務士となる資格要件である 2 年以上の実務経験を証明するものです。具体的には労働社会保険諸法令に関する実務経験をいいます。証明書裏面の留意事項を必ず確認のうえご記載ください。実務経験の内容について確認を希望する場合は、従事期間証明書に必要事項を記入し（下書き可）連絡先を明記のうえ、連合会あてに FAX（03-6225-4871）にてお送りください（電話での問合せはご遠慮ください）。おおむね 1 週間以内に連合会より回答のご連絡をいたします。過去に登録されていた方も、あらためて登録する際は従事期間証明書の提出が必要です。

支部への所属について

本会は、事業を円滑に実施するため支部を置いており、個人会員は本会に入会届を受理されたときから支部の会員となります。

支部は、県内を 5 つの区域に区割りした、千葉支部、船橋支部、東葛支部、木更津支部、北総支部があり、前述のとおり個人会員の皆様は全員いずれかの支部に所属（入会）します。

各支部は本会の事業目的に基づき支部独自に事務局（一部支部を除く）を有し、独立した自主活動を行っています。支部で年次総会を開催し、各支部の事業や予算を審議決定しています。従って、各支部共に支部会費（運営費）があり、**本会会費とは別に支部会費負担の義務も個人会員の全員が有するシステムとなっています。**（支部会費は入会後に支部よりご案内します）

社労士法第 25 条の 28（支部）、本会会則第 5 条（支部）第 8 条 4 項（会員）、本会支部細則第 4 条（会員）によります。

【支部の所属区域の決め方について】

- (1) 開業・法人社員会員は、事務所の所在地
- (2) 勤務会員は、勤務先事業所の所在地
- (3) いずれにも該当しない場合は、住所地の区域

入会者を対象とした「入会式」および「入会オリエンテーション」の実施について

本会では、新規登録入会者や移管入会者等を対象に、登録入会后、事前に連絡を行い「入会式」および「入会オリエンテーション」を実施しています。

入会式には、本会会長および政連会長等出席の下、式典を開催し「会員証」等の書類を手交しています。

入会オリエンテーションでは、本会の組織・運営ならびに関係団体（政治連盟等）についての概要を説明するとともに、入会者からの様々な質問にもお答えしていますので必ずご出席ください。

その際にお渡しする書類の一例として以下の書類があります。

- (1) 千葉県社会保険労務士会 入会証
- (2) 会員証
- (3) 諸規程集

その他

1. 登録・入会後の各種変更に関する届出について

『社会保険労務士は、社会保険労務士名簿に登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない（法第 14 条の 4）』とあります。変更が生じた際には（登録抹消（退会）を含む）事前に本会へご連絡いただき、申請書類をご請求ください。

転居された際、本会へご連絡がないと、会報・関係書類等が返送されてしまい、お届けが大幅に遅れてしまいますので必ずお手続きください。

2. 連合会の有償頒布物について

本会では、全国社会保険労務士会連合会の有償頒布物を取り扱っております（職務上請求書、会員徽章等）。詳細は本会ホームページ会員専用ページ内でご案内しております。

3. 研修会等について

入会後の個人会員の資質向上のため研修会を開催しています。総会で承認された事業計画に基づき、研修委員会が順次実施します。入会后、メール等により会員へお知らせしています。

4. 個人会員の福利厚生について

本会では、会員の福利厚生を目的とした慶弔・見舞金、人間ドック受診時の補助金を支給する制度があります。

5. 連合会関係機関について

本会では、以下の連合会関係機関への会員の加入を勧奨しています。

社会保険労務士賠償責任保険

* この保険は、全国社会保険労務士会連合会を保険契約者とし、開業会員等を被保険者とする団体契約の保険です。詳細は入会后、希望者にパンフレットをお渡しします。

6. 千葉 SR 経営労務センターについて

この団体は開業社会保険労務士が会員となり、その関与先の中小企業事業主や一人親方が準会員として加入する労働保険事務組合です。詳細は入会后、希望者に関係資料をお渡しします。また、入会オリエンテーション時にも関係資料をお配りしております。

7. 社労士会労働紛争解決センター千葉について

社労士会労働紛争解決センター千葉（以下「解決センター」という。）は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR 法)」に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、個別労働関係紛争につき労務管理の専門家である特定社会保険労務士（あっせん委員）が、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見と経験を活かして、個別労働関係紛争を「あっせん」という手続きにより、簡易、迅速、低廉に解決（和解の仲介）する機関です。

8. 成年後見センター千葉について

社会保険労務士の社会貢献に関する事業として、平成 27 年 12 月 2 日、「一般社団法人社労士成年後見センター千葉」（愛称：ガードエル®）を設立し、高齢化社会に向けた事業として活動を行っています。正会員は、随時募集をしておりますので希望者は本会事務局にお問い合わせください。

9. 社会保険労務士法人会員について

社会保険労務士法人設立をご検討される方は、社会保険労務士法人設立までの概要をまとめた連合会発行「社会保険労務士法人の手引」をご覧ください。印刷物の頒布は行っておりませんので、本会 HP 会員用ページより資料をダウンロードしてご利用下さい。

10. 特定社会保険労務士（紛争解決手続代理業務の付記）について

特定社会保険労務士（紛争解決手続代理業務）試験に関するお問い合わせは、入会后、連合会試験センターへ直接ご連絡下さい。

〒103-8347 東京都中央区日本橋本石町 3-2-12 社会保険労務士会館 5 階

全国社会保険労務士会連合会 試験センター

TEL : 03-6225-4882（受付時間：平日 9:30～17:30（土日祝日を除く））

FAX : 03-6225-4883（ご連絡先を必ず明記してください）

千葉県社会保険労務士政治連盟加入について

千葉県社会保険労務士会とともに社会保険労務士制度発展のために必要な活動を行うのが、千葉県社会保険労務士政治連盟です。社会保険労務士会は法定団体であるため、公職選挙法や政治資金規正法により一部の政治活動を行うことが制限されており、これを補うための組織として政治連盟が必要です。

どうぞ政治連盟の趣旨をご理解いただき、是非ともご加入をお願いいたします。

◇「政治連盟」の目的は

社会保険労務士政治連盟の目的は、社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上と社会保険労務士制度の発展を図るために必要な政治活動を行うことです。

社会保険労務士全体のために活動することを目的としており、決して特定の政党や個人の政治目的のために活動するものではありません。

◇「政治連盟」の主な活動は

社会保険労務士制度の発展を図るためには、法改正や制度改正が必要となります。そのために、国会議員や地方議会議員と常日頃から連携して、政治情勢等の情報を得るとともに我々の要望を十分に伝えて社会保険労務士制度に対する理解を深めてもらう活動を行っています。

千葉県会にあっては、県議会議員による各政党別の推進議員連盟を各々設置していただき、意見交換を行っています。

◇「政治連盟」の活動の成果は

平成 26 年には、第 8 次社労士法改正の実現を果たすことができました。また千葉県社会保険労務士会がすすめている「労働条件審査制度の導入」「学校教育推進」「建設業の社会保険未加入問題」「成年後見制度」等に関する事業推進に、県議会議員や市議会議員の方々にご協力をいただきながら各自治体への働きかけを行っています。

◇ 入会手続き・会費について

入会手続きは、本会事務局あてに「千葉県社会保険労務士政治連盟入会申込書」を提出いただければいつでも入会できます。

会費は、開業・法人社員会員は年額 9,600 円（月額 800 円）、勤務等の会員は年額 6,000 円（月額 500 円）です。

新規登録・入会手続きのQ & A

Q1 社会保険労務士試験に合格しましたが、社会保険労務士となるために必要な今後の手続きを教えてください。	A 全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）への登録手続きと同時に所属する千葉県社会保険労務士会（以下「本会」という。）への入会手続き（登録・入会手続）が必要です。 必須：登録・入会手続、新規の場合同時に行います。 ※ 新規登録の申請（受付）は本会を経由して行われるため、入会受付と同時にを行います。 ※ 本会に入会された個人会員（法人は除く。）は、例外なく本会下部組織の5支部（千葉支部、船橋支部、東葛支部、木更津支部、北総支部）のいずれかに所属します。
Q2 合格したら必ず登録・入会しなければならないのですか？	A 合格後、社会保険労務士の仕事をするには必ず登録・入会しなければなりませんが、直ちに登録・入会しなくとも資格は有効です。また、登録・入会されなければ、社会保険労務士を名乗ることも、名刺等に社会保険労務士という肩書を入れることもできません。
Q3 すぐには社会保険労務士の登録（仕事）は行わないのですが、後で登録することはできますか？	A 登録の申請は、後日いつでも可能です。実務経験者であることが求められ、毎月1日付の登録となります。ただし、登録時に合格証（票）が必要になりますので登録時まで大切に保管して下さい。また、登録されない場合でも、連合会が毎月発行している情報誌『月刊社労士』を購読することができます。 お問い合わせ先 全国社会保険労務士会連合会 業務部企画・広報課 広報係 TEL:03-6225-4870（9:30～17:00 *土日祝日、年末年始は除く）
Q4 社会保険労務士として業務（仕事）を開始したいのですが？	A 登録（開業）・入会の手続きが必要です。登録には、社労士試験に合格していることに加え、2年以上の労働社会保険諸法令に関する実務経験が必要です。この事務従事期間を証明する書類「労働社会保険諸法令関係事務従事期間証明書」（以下「従事期間証明」という。）も申請時に添付します。更に、開業する場合は、あらかじめ事務所を定め、名称、所在地も登録しなければなりません。
Q5 現在、2年以上の事務従事期間がありません。登録できませんか？	A 事務従事期間がない場合は登録できません。 ただし、連合会が毎年実施する「労働社会保険諸法令事務指定講習」（有料・厚生労働大臣認定）を受講し、修了証を受け取ることで登録することができます。
Q6 2年以上の事務従事期間がありますが、1事務所での証明でなければ登録はできませんか？	A 通算で2年以上の事務従事期間の証明が受けられれば登録できます。 「従事期間証明」については通算することができますので、複数の会社の従事期間の合算で2年以上の期間があれば、証明を受け登録することができます。ただし、この場合は、従事事業所ごとに証明を受け申請時に提出していただくことになります。

Q7 何故 2 年以上の事務従事期間が必要なのですか？ また、証明とは具体的にどの様に受けたら良いのですか？	A 社会保険労務士法第 3 条（資格）に資格要件として、実務経験に関する記載があります。従いまして、登録・入会申請の際（一部申請者を除き）「社会保険労務士の資格を有する者」で「事務に従事した期間が通算して 2 年以上あることの証明」が必要になり、この事務従事期間に関する証明は、従事事務所ごとに作成し、それぞれの事業主の証明を受けなければならないとされています。 この証明書につきましては、連合会発行の様式「労働社会保険諸法令関係事務従事期間証明書」がありますので、必要な方はお申し出下さい。
Q8 Q7 の A「一部申請者を除き」とありますが具体的に教えて下さい。	A 昭和 56 年以前の社会保険労務士試験合格者（主務大臣認定等を含む。）は「従事期間証明」は不要です。
Q9 開業社会保険労務士と勤務社会保険労務士について、もっと具体的に教えて下さい。	A 1. 開業社会保険労務士（法人事務所の社員を含む。） ・他人の求めに応じ報酬を得て、社会保険労務士事務を業として行う社会保険労務士（社労士法第 18 条） ・個人で事務所設置（事務所一箇所の原則）（法第 18 条） ・事務所所在地の都道府県社会保険労務士会に入会（社労士法施行規則第 12 条第 5 項 1 号） 2. 勤務社会保険労務士（法人事務所の勤務社会保険労務士を含む。） ・事業所に勤務し、社会保険労務士事務に従事する社会保険労務士（法第 14 条の 2 第 3 項） ・事業所には、社会保険労務士事務所または社会保険労務士法人事務所を含む（法第 14 条の 2 第 3 項） ・勤務事務所所在地の都道府県社会保険労務士会に入会（法規則第 12 条第 5 項 2 号）
Q10 開業社会保険労務士と勤務社会保険労務士に該当しませんが、社会保険労務士として登録したいのですができますか？ また、会社に勤めているのですが、勤務社労士の仕事は行っていません。この場合も勤務社労士になるのでしょうか？	A 社会保険労務士事務に従事しない会社員、他士業、コンサルタント、フリーランス、専業主婦等である場合、その他の社会保険労務士として登録を受けることができます。 この場合は、本人の住所区分により登録・入会の手続先（社会保険労務士会）が決まります。（法規則第 12 条第 5 項 3 号）